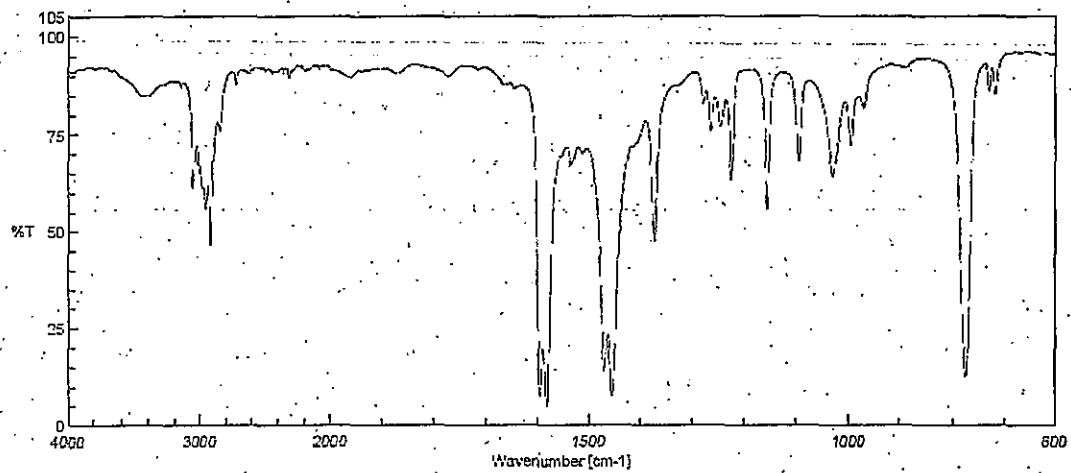
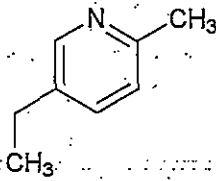


参照赤外吸収スペクトル

2,6-ジメチルピリジン



5-エチル-2-メチルピリジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.04から0.1 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と28日間反復投与毒性試験及び生殖発生毒性試験（親動物雌）における無毒性量（30mg/kg 体重/日）から安全マージン（20,000,000～40,000,000）が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 5-エチル-2-メチルピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

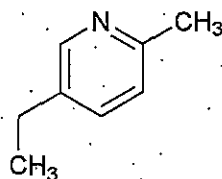
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5-エチル-2-メチルピリジン

5-Ethyl-2-methylpyridine



$C_8H_{11}N$

分子量 121.18

5-Ethyl-2-methylpyridine [104-90-5]

含 量 本品は、5-エチル-2-メチルピリジン ($C_8H_{11}N$) 96.5 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

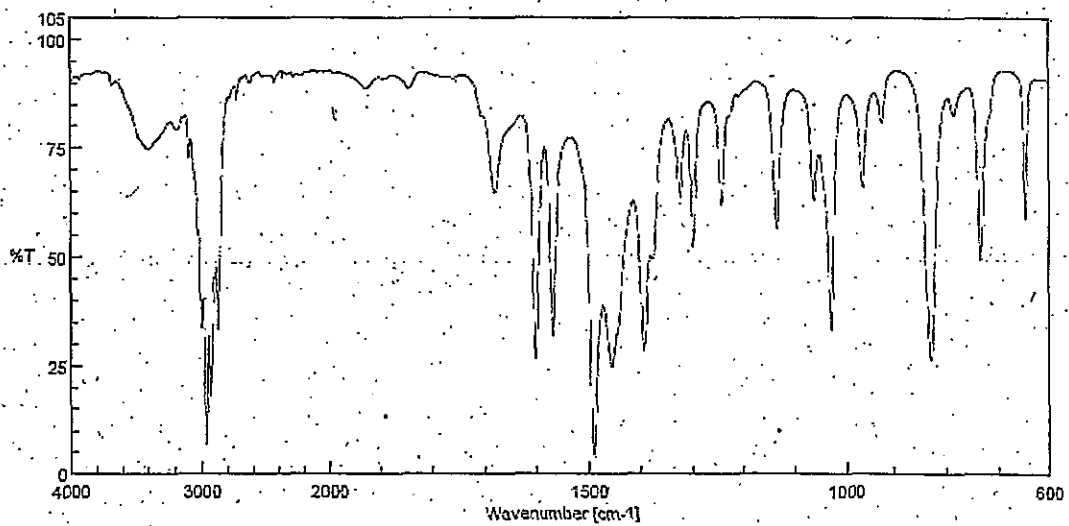
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

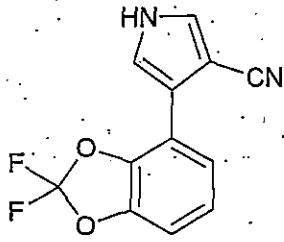
定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

5-エチル-2-メチルピリジン



フルジオキシソニル

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定										
経緯	事業者より指定等の要請より指定を行ってきたもの										
構造式											
用途	防かび剤										
概要	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤であり、糸状菌に対し広い抗菌スペクトラムを有し、各種の空気感染性及び土壌感染性の糸状菌起因の植物病害に対して高い効果を有する。										
諸外国での状況	現在、70カ国以上の国において、主にブドウ及び野菜類の灰色かび病に対する茎葉散布剤並びに麦類の種子消毒剤として農薬登録されている。また、米国では、上記の用途及びとうもろこし類の種子消毒剤のほか、かんきつ類、核果類（もも、すもも等）、仁果類（りんご、なし等）、キウイ及びざくろへの防かび目的の収穫後使用についての農薬登録が行われている。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.33 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>また、ヒトにおける暴露量及び体内動態を勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシソニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。</p>										
摂取量の推計	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 1827 1449 2078"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.1	高齢者 (65歳以上)	7.2	妊婦	5.5	幼小児 (1~6歳)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.1										
高齢者 (65歳以上)	7.2										
妊婦	5.5										
幼小児 (1~6歳)	14.0										

使用基準案	<p>フルジオキサニルは、あんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。フルジオキサニルは、フルジオキサニルとして、キウイーにあつてはその1kgにつき0.020g、かんきつ類（みかんを除く。）にあつてはその1kgにつき0.010g、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつてはその1kg（あんず、おうとう、すもも、ネクタリン及びももにあつては種子を除く。）につき0.0050gを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。</p>
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. フルジオキシニルについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. フルジオキシニルの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

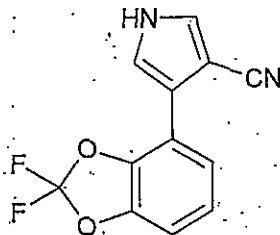
使用基準

フルジオキシニルは、あんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。

フルジオキシニルは、フルジオキシニルとして、キウイにあつてはその1kgにつき0.020g、かんきつ類（みかんを除く。）にあつてはその1kgにつき0.010g、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつてはその1kg（あんず、おうとう、すもも、ネクタリン及びももにあつては種子を除く。）につき0.0050gを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

成分規格

フルジオキシニル Fludioxonil



$C_{12}H_6F_2N_2O_2$

分子量 248.19

4-(2,2-difluorobenzo[d][1,3]dioxol-4-yl)-1H-pyrrole-3-carbonitrile [131341-86-1]

含 量 本品は、フルジオキシニル ($C_{12}H_6F_2N_2O_2$) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～やわらかい黄色の粉末で、においが無い。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 融点 199～201℃

(2) 鉛 Pbとして2.0μg/g以下

本品1.0gを量り、300mlのケルダールフラスコに入れ、硝酸10ml及び硫酸5mlを加えて赤褐色の煙がほとんど発生しなくなるまで加熱する。冷後、硝酸2mlを追加し

て濃厚な白煙が発生するまで加熱する。冷後、塩酸(1→4)10mlを加えて、15分間煮沸し、冷後、試料液とする。試料液に、クエン酸水素二アンモニウム溶液(1→2)10mlを加える。チモールブルー試液を指示薬として、アンモニア水で弱アルカリ性とする。冷後、内容物を200mlの分液漏斗に移し、ケルダールフラスコを水で洗い、洗液を分液漏斗に合わせ、約100mlとする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液(3→100)5mlを加えて5分間放置し、酢酸ブチル10mlを加えて5分間振とうした後、放置する。その後、酢酸ブチル層をとり、検液とする。別に、鉛標準原液1mlを正確に量り、水を加えて正確に100mlとする。この液2mlを正確に量り、試料液と同様に操作し、比較液とする。検液及び比較液につき、鉛試験法第1法により試験を行う。

水分 0.50%以下(1.0g, 直接滴定)

定量法 本品及び定量用フルジオキシニル約0.06gずつを精密に量り、それぞれをメタノールに溶かし、正確に100mlとし、検液及び標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ10 μ lずつ量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のフルジオキシニルのピーク面積 A_T 及び A_S を測定し、次式により含量を求める。

フルジオキシニル($C_{12}H_6F_2N_2O_2$)の含量

$$= \frac{\text{定量用フルジオキシニルの採取量(g)}}{\text{試料の採取量(g)}} \times \frac{A_T}{A_S} \times 100 \quad (\%)$$

操作条件

検出器 紫外吸光光度計(測定波長 270nm)

カラム充てん剤 5 μ mの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管 内径4.0mm, 長さ25cmのステンレス管

カラム温度 25~40 $^{\circ}$ C付近の一定温度

移動相 リン酸一カリウム3.8g及び無水リン酸二ナトリウム5.8gに水を加えて溶かし、1Lとする。この液100mlに水500ml, アセトニトリル300ml及びメタノール100mlを加える。

流量 1ml/分。

試薬・試液

定量用フルジオキシニル フルジオキシニル, 定量用を見よ。

フルジオキシニル, 定量用 $C_{12}H_6F_2N_2O_2$ 本品は、白色の結晶又は結晶性の粉末である。

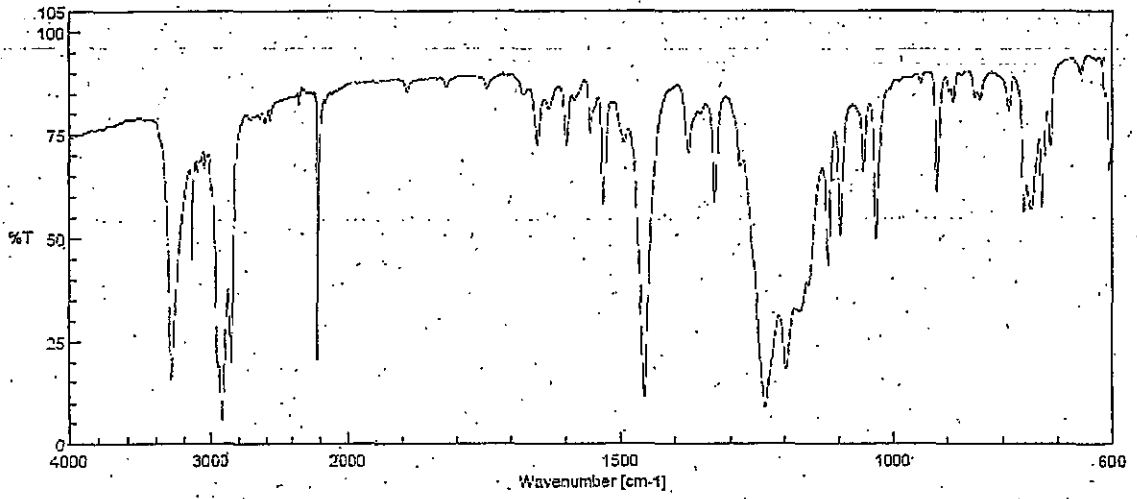
含量 本品を無水物換算したものは、フルジオキシニル($C_{12}H_6F_2N_2O_2$)99%以上を含む。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法又は臭化カリウム錠剤法により測定するとき、3,289 cm^{-1} , 2,223 cm^{-1} , 1,652 cm^{-1} , 1,530 cm^{-1} 及び1,236 cm^{-1} のそれぞれの付近に吸収帯を認める。

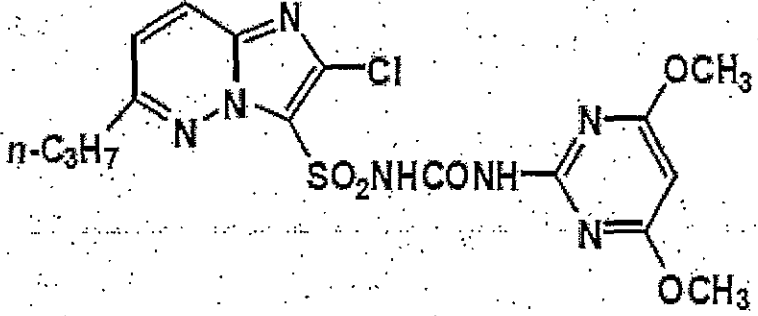
融点 200~201 $^{\circ}$ C

参照赤外吸収スペクトル

フルジオキシソニル



プロピリスルフロロン (Propyrisulfuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。作用機構は分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）生合成の初期段階に関与するアセトラクテート合成酵素（ALS）の活性阻害と考えられる。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請：移植水稻/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。（新たに農薬登録申請がなされたものである。）										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）：0.011mg/kg体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 1.11mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロピリスルフロロンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1512 1364 1758"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.9	幼小児（1～6歳）	3.3	妊婦	1.4	高齢者（65歳以上）	1.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.9										
幼小児（1～6歳）	3.3										
妊婦	1.4										
高齢者（65歳以上）	1.9										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 プロピリスルフロ

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05		申			<0.01,<0.01/<0.01,<0.01(玄米)
魚介類	0.02		申			推:0.02

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申 (案)

(別紙2)

プロピリスルフロン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
魚介類	0.02

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1		申			<0.02, <0.02
キャベツ	0.5		申			0.18, 0.05
レタス	10		申	10		2.47, 4.30(サラダ菜)
ねぎ	0.5		申			0.10, 0.13
トマト	0.7		申	0.06		0.13, 0.07(トマト)
なす	0.2		申			0.08, 0.27(\$)(ミニトマト) 0.05, 0.05
レモン	0.3		IT		0.30 アメカ	【0.032(#)*-0.142(#)*(n=5) (米国スピネトラム)】 【<0.02-0.04(n=5)(米国)】 【<0.010(#)*- 0.206(#)*(n=13) (米国スピネトラム)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3		IT	0.07	0.30 アメカ	【0.016(#)-0.145(#)(n=6) (米国スピネトラム)】
グレープフルーツ	0.3		IT		0.30 アメカ	【米国レモン、オレンジ、 グレープフルーツ参照】
ライム	0.3		IT		0.30 アメカ	【米国レモン、オレンジ、 グレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	0.3		IT	0.07	0.30 アメカ	【米国レモン、オレンジ、 グレープフルーツ参照】
りんご	0.5		IT・申	0.05	0.20 アメカ	0.14, 0.09 【<0.02-0.02(n=5)(米国)】 【0.004-0.105(n=16) (米国スピネトラム参照)】
日本なし	0.5		申	0.05		0.12, 0.09
西洋なし	0.5		IT・申	0.05	0.20 アメカ	【日本なし参照】
マルメロ	0.2		IT	0.05	0.20 アメカ	【米国りんご参照】
もも	0.1		申			<0.02, <0.02
いちご	2		申			0.14, 0.58(\$)
その他の果実	0.2		IT	0.01	0.20 アメカ	【米国りんご参照】
ぎんなん	0.01			0.01		
くり	0.01			0.01		
ペカン	0.01			0.01		
アーモンド	0.01			0.01		
くるみ	0.01			0.01		
その他のナッツ類	0.01			0.01		
茶	3		申			1.26(\$), 0.33(荒茶)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.2			0.2		
豚の脂肪	0.2			0.2		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2			0.2		
乳	0.01			0.01		

(#)これらの作物残留試験は、スピネトラムの申請の適用に相当する方法で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

*:イムノアッセイ

スピネトラム

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.1
キャベツ	0.5
レタス	10
ねぎ	0.5
トマト	0.7
なす	0.2
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
もも	0.1
いちご	2
その他の果実 ^(注2)	0.2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^(注3)	0.01
茶	3
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類 ^(注4) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2
乳	0.01

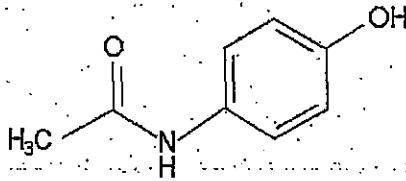
(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

アセトアミノフェン (Acetaminophen)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの										
構造式											
適用動物/用途	豚/解熱鎮痛薬										
作用機構	塩基性非ステロイド性抗炎症薬である。										
我が国の承認状況	承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/日 [設定根拠] 104週間 発がん性試験(ラット・混餌投与) 最小毒性量 30 mg/kg 体重/日 (発がん性は認められなかった) 安全係数 1000										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アセトアミノフェン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.02	幼小児(1~6歳)	0.05	妊婦	0.02	高齢者(65歳以上)	0.02
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.02										
幼小児(1~6歳)	0.05										
妊婦	0.02										
高齢者(65歳以上)	0.02										
意見聴取の状況	平成22年9月3日~同年10月2日 パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

アセトアミノフェン

食品名	基準値(案)
	ppm
豚の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.01
豚の肝臓	0.01
豚の腎臓	0.01
豚の食用部分*1、*2	0.01

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2:食用部分については、小腸の値を参照した。

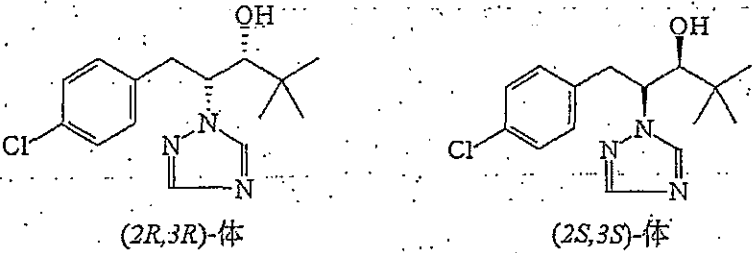
答申(案)

アセトアミノフェン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.01
豚の肝臓	0.01
豚の腎臓	0.01
豚の食用部分*	0.01

*: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

パクロブトラゾール (Paclobutrazol)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>(2R,3R)-体 (2S,3S)-体</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	トリアゾール系植物成長調整剤である。植物体内におけるジベレリンの生合成を阻害して矮化作用を発現する。										
適用作物	水稲、もも、おうとう、温州みかん、やまもも										
我が国の登録状況	米、もも、みかん等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいていちご、ラズベリー、ブラックベリー等に、 オーストラリアにおいてアボカド、マンゴー等に、 ニュージーランドにおいて核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：パクロブトラゾールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="609 1391 1422 1637"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	3.5	幼小児 (1~6 歳)	9.7	妊婦	3.0	高齢者 (65 歳以上)	3.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児 (1~6 歳)	9.7										
妊婦	3.0										
高齢者 (65 歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成 22 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 7 月 7 日～8 月 5 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 7 月 1 日～8 月 30 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.005,0.005/<0.01(#),<0.01(#)
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん	0.02	0.5	○			<0.005,<0.005
りんご	0.5	0.5				
日本なし	1	1				
西洋なし	1	1				
マルメロ	1	1				
びわ	1	1				
もも	0.2	0.5	○			0.012,0.026(\$)/<0.01(#),<0.01(#)
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプリコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.5	0.5	○			0.05,0.16(#)/<0.01(#)/<0.01(#)
いちご		0.5				
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
バックルベリー		0.5				
その他のベリー類果実	0.5	0.5	○	0.5	EU	0.02/0.06(果実)(やまもも)
ぶどう		0.5				
かき		0.01		0.01	オーストラリア	
バナナ	0.01	0.01				
キウイ	0.01	0.01				
パパイヤ	0.01	0.01				
アボカド	0.01	0.01				
パイナップル	0.01	0.01				
ガアバ	0.01	0.01				
マンゴー	0.01	0.01				
パッションフルーツ	0.01	0.01				
なつめやし	0.01	0.01				
その他の果実	0.01	0.01				
アーモンド	0.05	0.05				
その他のスパイス	0.2	0.5	○			<0.04,<0.04(みかん果皮)
魚介類	0.04					推:0.036

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

パクロプロラゾール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
みかん	0.02
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.2
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おとう(チェリーを含む)	0.5
その他のベリー類果実 ^(注1)	0.5
バナナ	0.01
キウイ	0.01
パパイヤ	0.01
アボカド	0.01
パイナップル	0.01
グアバ	0.01
マンゴー	0.01
パッションフルーツ	0.01
なつめやし	0.01
その他の果実 ^(注2)	0.01
アーモンド	0.05
その他のスパイス ^(注3)	0.2
魚介類	0.04

(注1)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

プロポキシカルバゾン (Propoxycarbazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。通常、ナトリウム塩（プロポキシカルバゾンナトリウム塩）として用いられる。作用機構は分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクテート合成酵素 (ALS) を阻害するものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	小麦/イネ科雑草、広葉雑草										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.43 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 43 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はプロポキシカルバゾン及び代謝物A、畜産物はプロポキシカルバゾンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年7月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年8月2日~8月31日パブリックコメントを実施 平成22年8月9日~10月8日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.02	0.02			0.02 アフリカ	【<0.02(米国)】
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05 アフリカ	
豚の筋肉		0.004				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05 アフリカ	
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05 アフリカ	
豚の脂肪		0.004				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05			0.05 アフリカ	
牛の肝臓	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
豚の肝臓		0.004				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
牛の腎臓	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
豚の腎臓		0.004				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
牛の食用部分	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
豚の食用部分		0.004				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.05			0.3 アフリカ	
乳	0.03	0.004			0.03 アフリカ	
鶏の筋肉		0.004				
その他の家禽の筋肉		0.004				
鶏の脂肪		0.004				
その他の家禽の脂肪		0.004				
鶏の肝臓		0.004				
その他の家禽の肝臓		0.004				
鶏の腎臓		0.004				
その他の家禽の腎臓		0.004				
鶏の食用部分		0.004				
その他の家禽の食用部分		0.004				
鶏の卵		0.004				
その他の家禽の卵		0.004				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.004				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.004				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.004				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.004				
魚介類(貝類に限る。)		0.004				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.004				
その他の魚介類		0.004				
ほちみつ		0.004				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。